

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第1号

令和5年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月2日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西田 三十五

- 1 期 日 令和5年2月9日（木） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和5年2月9日

○現在議員12名で次のとおり

1番	櫻	井	道	明
2番	岡	村	芳	樹
3番	敷	根	文	裕
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	今	井	定	男
10番	齊	藤		博
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

令和5年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和5年2月9日（木曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第8号並びに発議案第1号及び発議案第2号を一括上程
提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

議案第7号 質疑、討論、採決

議案第8号 質疑、討論、採決

発議案第1号 質疑、討論、採決

発議案第2号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第8号並びに発議案第1号及び発議案第2号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決

10. 議案第5号の質疑、討論、採決
11. 議案第6号の質疑、討論、採決
12. 議案第7号の質疑、討論、採決
13. 議案第8号の質疑、討論、採決
14. 発議案第1号の質疑、討論、採決
15. 発議案第2号の質疑、討論、採決
16. 一般質問
17. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	櫻	井	道	明
2番	岡	村	芳	樹
3番	敷	根	文	裕
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	今	井	定	男
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員（1名）

10番	齊	藤		博
-----	---	---	--	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	小	坂	泰	久	
会 計 管 理 者	間	野	昭	代	
消 防 長	須	藤	和	義	
次長兼予防課長	上	田	敏	広	
総 務 課 長	平	山	雅	己	
企 画 課 長	岡	野	好	伸	
査 察 調 査 課 長	佐	藤	敏	久	
警 防 課 長	鈴	木	宏	司	
指 揮 指 令 課 長	成	毛		弘	
志津消防署長	相	澤	勝	利	
八街消防署長	五	十	嵐	秀	樹
酒々井消防署長	大	野	泰	幸	

○議会事務局出席職員氏名

書	記	高	嶋	昌	治
書	記	清	宮	健	二
書	記	寺	田	雄	大

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において、議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたのでご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、議員定数の半数以上に達しております。したがって、令和5年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

(消防長 須藤和義 登壇)

○消防長の須藤和義でございます。お許しをいただきまして、令和4年中の災害活動状況につきまして、報告をさせていただきます。はじめに、火災の概要についてでございますが、配付させて頂いております行政報告資料1ページをお開きください。消防組合管内の総出火件数は、97件で前年と比較して13件の減少となっております。昨年中に発生した建物火災は、36件であり、全体に占める割合は37.1%であることから、引き続き住宅用火災警報器の設置促進を含めた住宅防火対策の強化にも取り組んでまいります。続いて、2ページ上段の第2表をご覧ください。構成市町別の出火件数は、佐倉市が61件で2件の増加、八街市が28件で9件の減少、酒々井町が8件で6件の減少となっております。構成市町における火災種別ごとの出火件数は、第2-1表から第2-3表のとおりとなっております。続いて、火災による死傷者の発生状況でございますが、5ページの第7表をご覧ください。死者は、組合管内において、30日死者を含め佐倉市で1人発生しており、前年と同数となっております。負傷者は、組合管内において、7人発生しており、佐倉市が5人、八街市が2人で、前年と比較して15人の減少となっております。6ページへお進みください。中段7出火原因であります。たき火が最も多く18件で、次いで放火、放火の疑いが14件となっており、引き続き、放火火災防止対策を含め、火災予防に取り組んでまいります。

続きまして、救急業務の実施状況についてでございますが8ページへお進みください。救急出動件数につきましては、1万5,180件で、前年と比較すると2,650件、21.1%の増加となり、これまでで最多の出動件数となりました。構成市町別では、佐倉市が9,853件で、1,987件の増加、八街市が4,205件で、479件の増加、酒々井町が1,122件で、184件の増加となっております。また、搬送人員は、1万2,509人となり、こちらもこれまでで最多となっております。なお、構成市町別救急事故種別救急活動状況は、9ページの第3表に掲載をしております。救急需要については、今後も新たな感染症の出現や高齢人口の増加等の要因により、増加することが予想され、救急業務の充実強化とあわせ、引き続き、救急自動

車の適正利用について、あらゆる機会を活用して広報してまいります。続きまして、13 ページへお進みください。昨年中の新型コロナウイルス感染症陽性者の救急出動状況でございますが、出動件数は 881 件、搬送人員は 609 人となっており、千葉県との新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定に基づく搬送は 316 件ございました。

続きまして、救助業務の実施状況ですが、14 ページをお開きください。昨年の出動件数は、174 件で、前年と比較し 2 件の減少でございました。15 ページをお開きください。事故種別では、建物等による事故が 91 件で、最も多く、次いで交通事故の 35 件となっております。

続きまして、16 ページへお進みください。各種災害活動の概要ですが、救急支援出動は、1,674 件であり、前年と比較すると 204 件、13.9%の増加となっております。17 ページをご覧ください。緊急確認出動が 250 件、危険排除出動が 74 件、18 ページの風水害出動が 5 件であり、構成市町別の出動件数につきましては、各表のとおりとなっております。

続いて 19 ページへお進みください。災害受信状況でございますが、ちば消防共同指令センターにおける、災害受信、指令の状況について、消防組合管内の災害による 119 番通報を含めた受信は、1 万 8,544 件であり、そのうち救急が最も多く、1 万 2,695 件でありました。続いて 22 ページへお進みください。ちば消防共同指令センターで災害通報を受信し、通報内容に応じて消防組合へ出動のため指令を送出した件数は、1 万 6,564 件であり、災害種別ごとの指令状況は、第 6 表から第 9 表のとおりとなっております。最後に、隣接市町村等の応援受援出動状況ですが、24 ページへお進みください。災害発生消防本部に出動可能な消防隊又は救急隊がゼロ隊となった場合は、隣接する消防本部から最も早く到着できる消防隊等を選別し出動いたします。更に、傷病者の救命に不可欠であると判断される救急事案については、管轄する市町村等の区域にかかわらず、最も早く到着できる救急隊を選別し出動いたします。令和 4 年中における当組合救急隊の他市への応援出動は 292 件で、その内、出動可能な救急隊が無い場合のゼロ隊事案は 220 件。救命に不可欠であると判断される救命事案は 72 件となっております。消防本部別の推移について、25 ページに記載の表のとおりでございます。また、他市からの受援出動は 112 件で、ゼロ隊事案 71 件、救命事案 41 件となっております。構成市町別では、佐倉市に 65 件、八街市に 40 件、酒々井町に 7 件となっております、詳細は 26 ページの第 2 表、第 3 表のとおりとなっております。

以上で、令和 4 年中の災害活動状況について行政報告を終わります。引続き、住民の安心安全のため災害対応能力の充実強化に努めてまいります。なお、詳細につきましては、後ほど、お手元の資料をご確認して頂きたいと思っております。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 73 条の規定により、議席番号 2 番、岡村芳樹議員、議席番号 3 番、敷根文裕議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第8号並びに発議案第1号及び発議案第2号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第8号まで、並びに発議案第1号及び発議案第2号の10件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号まで、並びに発議案第1号及び発議案第2号の10件を一括議題といたします。

議案第1号から議案第8号までの提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 西田三十五 登壇）

○管理者の西田三十五でございます。本日、ここに令和5年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを心から感謝を申し上げます。

それでは、只今から本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございますが、個人情報の保護に関する法律が改正され法体系が一本化されたことにより、規定に沿った条例を制定するものです。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定についてでございますが、現行の佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例が廃止され、旧条例の規定により設置されていた、佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護審議会に代わる審議会を、佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開審議会と統合し設置するため、制定するものでございます。

議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、指揮隊の強化に向けた教育人材確保のため、消防吏員の定数を415人に改正するものです。

議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございますが、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されること

を踏まえ、職員の定年、管理監督職の勤務上限年齢、60歳以降の短時間勤務制等の諸制度を整備するため制定するものでございます。

議案第5号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の降給に関する条例の制定についてでございますが、定年の引上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額について減額措置を実施するに当たり、新たに給料の減額措置を規定する条例を制定するものでございます。

議案第6号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが定年の引上げに伴い、60歳を超える職員の給与、60歳以降の短時間勤務制等の諸制度について、規定する条例を制定するものです。

議案第7号 令和4年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,852万1,000円とするものです。歳入の内容として、財産収入、繰入金及び諸収入を増額、組合債を減額し、歳出の内容としては、総務費を増額、消防費を減額するものでございます。

議案第8号 令和5年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,838万7,000円とするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度と比較して、3億2,925万9,000円の減、率にして6.7%の減でございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をしますので、何卒、慎重にご審議のうえ、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 上田敏広 登壇）

○消防本部次長の上田敏広でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の機関も国の行政機関と同様にその適用を受けることとされたことに伴い、新たに制定しようとするものでございます。制定内容につきまして、個人情報の定義等を、国、民間、地方で統一すると共に、匿名加工情報の取り扱いに関する規律を明確化するものでございます。なお、本条例制定に伴い、佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例を廃止するものでございます。以上で議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

次に議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開・個人情報審議会条例の制定についてでございます。制定内容につきましては、本議会提出議案第1号により佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例が廃止されることに伴い、当該条例の規定により設置されていた審議会に代わる審議会条例を新規制定するものでございます。また、あわせて本条例制定に伴い、佐倉市八街市酒々井町消防組合情報公開条例第22条に規定されている審議会を削除するものでございます。以上で議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

次に議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容につきましては、消防力の整備指針において、指揮隊は消防署と同数配置するものとされていますが、当消防組合は4消防署に対し、1隊の指揮隊で対応しているため、当消防組合管内を3方面に分け、3隊の運用を計画し、指揮隊要員として20名を増員し、定数415名とするものでございます。以上で議案第3号の説明を終わりにさせていただきます。

次に議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございます。改正内容につきましては、国家公務員の定年が65歳に段階的に引き上げられること等を踏まえてなされた地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引上げ及びこれに伴い必要となる諸制度の整備等を行うため、関係する5条例を改正するとともに、1条例を廃止しようとするものでございます。以上で議案第4号の説明を終わりにさせていただきます。

次に議案第5号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の降給に関する条例の制定についてでございます。制定内容につきましては、60歳を超える職員に適用される、60歳前の月額給料の7割水準への減額に関し、必要な事項について定める条例を新たに制定しようとするものでございます。以上で議案第5号の説明を終わりにさせていただきます。

次に議案第6号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正内容につきましては、職員の定年の引上げ等に関連し、60歳に達した職員の給与水準について定めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員等への給与の支給に必要な規定の整備を行おうとするものでございます。以上で議案第6号の説明を終わりにさせていただきます。

議案第7号 佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。補正予算書の1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237万5,000円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,852万1,000円といたそうとするものでございます。第2条の継続費の補正及び第3条の地方債の補正は3ページをご覧ください。第2表継続費補正は、令和3年度及び令和4年度の2か年事業の八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事につきまして、事業費確定に伴う減額でございます。次に、第3表地方債補正は、消防車両3台、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事の事業費確定に伴う組合債の減額でございます。次に歳入歳出補正額の内訳につきましては、8ページからの事項別明細書によりご説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。2歳入、5款1項1目利子及び配当金の補正額3,000円は、財政調整基金預金利子でございます。5款2項1目、物品売払い収入補正額38万6,000円は、消防車両3台分の売払いに伴う収入でございます。7款1項1目、財政調整基金繰入金、補正額933万1,000円は、歳出予算の一般財源増額に伴い、財政調整基金を増額するものでございます。9款2項1目雑入、補正額1,130万5,000円は、新型コロナウイルス感染症患者移送費負担金で、1件当たり3万5,000円で323件の移送があり千葉県からの収入でございます。10款1項1目組合債、補正額2,340万円は、消防車両3台及び八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事の事業費確定による組合債の減額でございます。以上、歳入合計、補正前の額49億89万6,000円、補正額237万5,000円の減額補正後の額といたしまして、48億9,852万1,000円でございます。次に9ページに進んでいただき、3歳出についてでござ

ざいます。2款1項1目一般管理費の補正額 3,000 円は、財政調整基金預金利子を一般会計に積み立てるものでございます。3款1項1目常備消防費の補正額 142 万 4,000 円の減額は人件費関係で、585 万 2,000 円の減額、需用費関係で、燃料費及び光熱水費の単価の高騰に伴う増額、備品購入費関係で、車両 3 台の事業費確定に伴う減額です。3款1項2目庁舎建設費、補正額 95 万 4,000 円の減額は、八街消防署八街南部出張所庁舎改築事業の事業費確定に伴う減額でございます。以上、歳出合計、補正前の額 49 億 89 万 6,000 円、補正額 237 万 5,000 円の減額、補正後の額 48 億 9,852 万 1,000 円でございます。10 ページ以降給与費明細書、継続費及び地方債調書を記載させて頂きましたが説明は省略させて頂きます。以上で議案第 7 号の説明を終わりにさせて頂きます。

続きまして、議案第 8 号 令和 5 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございます。予算書 1 ページをご覧ください。第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45 億 6,838 万 7,000 円といたそうとするものでございます。第 2 条の地方債につきましても、4 ページをご覧ください。第 2 表地方債は、消防車両等整備事業といたしまして、限度額で 1 億 4,140 万円、消防庁舎整備事業といたしまして、限度額 1,540 万円でございます。内容につきましては、7 ページ以降の事項別明細書によりご説明をさせていただきます。7 ページをご覧ください。始めに、2 歳入といたしまして、1 款 1 項 1 目常備消防費分担金、本年度予算額、39 億 7,171 万 9,000 円で前年度と比較して、9,722 万 9,000 円の増で、構成市町ごとの分担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。1 款 1 項 2 目、長期債償還分担金は本年度予算額 3 億 7,404 万 5,000 円で前年度と比較して、3,142 万 9,000 円の減で、組合債償還に伴う構成市町分担金です。なお、構成市町ごとの分担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。2 款 1 項 1 目手数料につきましては、本年度予算額 200 万円で前年度と同額で、内容は危険物申請手数料等でございます。3 款 1 項 1 目国庫補助金、本年度予算額 1,481 万 8,000 円で、前年度と比較して、34 万 1,000 円の減でございます。内容は、酒々井消防署配置の災害対応特殊救急自動車の更新事業でございます。8 ページに進んでいただき、5 款 2 項 1 目物品売払い収入、本年度予算額 100 万円で前年度と同額で、内容は令和 4 年度更新車両 3 台分の売払いでございます。7 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金、本年度予算額 4,000 万円で前年度と比較し、6,000 万円の減でございます。9 ページに進んでいただき、9 款 2 項 1 目雑入は、本年度予算額、800 万円で、前年度と同額で、内容は、保険事務手数料及び高速自動車国道救急業務支弁金でございます。10 款 1 項 1 目組合債、本年度予算額 1 億 5,680 万円で前年度と比較し 3 億 2,940 万円の減でございます。内容は、消防車両 3 台、消防救急デジタル無線機更新事業及び佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修設計業務委託です。10 ページに進んでいただき、3 歳出でございますが、1 款 1 項 1 目議会費につきましては、本年度予算額 105 万 4,000 円で前年度と比較し、55 万円の減でございます。内容は、組合の議会運営に要する経費でございます。2 款総務費 1 項 1 目一般管理費、本年度予算額 243 万 8,000 円で前年度と比較して、6 万 5,000 円の減で、組合運営に要する経費でございます。2 款総務費 2 項 1 目監査委員費、本年度予算額 11 万 4,000 円で前年度と同額で、組合の監査事務に要する経費でございます。3 款 1 項 1 目常備消防費につきましては、別冊の令和 5 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算案資料によりご説明をさせていただきます。予算案資料の 3 ページをご覧ください。2 歳出予算性質別状況の

右欄の常備消防費欄をご覧ください。職員の給料、手当及び共済費等の人件費で本年度予算額 36 億 1,302 万 3,000 円で前年度と比較し、5,318 万 8,000 円、1.5%の増でございます。増の主な理由は、給与改定及び勤勉手当の率変更に伴う増でございます。次に物件費は本年度予算額、3 億 7,525 万 6,000 円、前年度と比較し、5,614 万 6,000 円の増で、増の主な理由は、光熱水費の増及び消防救急デジタル無線機更新事業等に伴う増でございます。次に、庁舎修繕等の維持補修につきましては、本年度予算額 1,060 万円で、前年度と比較して、60 万円、6%の増でございます。次に、研修等負担金の補助費は、本年度予算額、8,001 万 1,000 円、前年度と比較し、79 万 3,000 円、1%の増でございます。次に、消防車両等購入事業の普通建設事業費は、9,444 万 6,000 円で前年度と比較し、5,192 万 4,000 円、35.5%の減でございます。減の主な理由といたしましては、消防車両購入事業ですが、令和 4 年度は 4 台更新に対し、令和 5 年度は、3 台更新に伴う減でございます。以上、常備消防費、本年度予算額 41 億 7,333 万 6,000 円で前年度と比較し、5,880 万 3,000 円、1.4%の増でございます。次に令和 5 年度の主な事業につきまして、5 ページをご覧ください。5 主要事業の概要（1）常備消防費の主な事業は、平成 27 年 2 月に整備しました、酒々井消防署配置の災害対応特殊救急自動車 1 台の更新で、事業費は 4,400 万円でございます。次に平成 20 年 11 月に整備しました、佐倉消防署臼井出張所配置の消防ポンプ車 1 台の更新で、事業費は 4,345 万円でございます。次に、平成 7 年 7 月に整備しました、佐倉消防署角来出張所の先行車 1 台の更新で事業費は 699 万 6,000 円でございます。次に、6 行目に記載の、平成 24 年に整備いたしました、消防救急デジタル無線機の更新で、事業費は 6,851 万 4,000 円でございます。次に、入校及び研修負担金は、消防大学校、千葉県消防学校等の入校経費で、41 人、786 万 6,000 円でございます。6 ページに進んでいただきまして、（2）庁舎建設費の佐倉消防署臼井出張所庁舎大規模改修設計業務委託といたしまして、庁舎の竣工から 30 年を迎え、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、庁舎の老朽に伴う安全性、耐久性の向上を見据えた改修工事の設計を行うものでございます。なお、改修工事につきましては、令和 6 年度を予定しています。以上が令和 5 年度の主な事業でございます。その他、予算書中に給与費明細書、予算案資料に長期債償還内訳を記載させていただいていますが、説明は省略させていただきます。以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

○議長（櫻井道明） 発議案第 1 号及び発議案第 2 号の提案理由の説明を求めます。

議席番号 6 番 加藤 弘議員

（議席番号 6 番 加藤 弘 登壇）

○6 番（加藤 弘） 議席番号 6 番 加藤 弘です。発議案第 1 号及び発議案第 2 号の提案理由の説明を申し上げます。なお、提出者は敷根文裕議員、御園生浩士議員、そして私、加藤 弘でございます。

それでは、初めに発議案第 1 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会個人情報保護条例の制定についてありますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要が生じたことから、本条例案を提案するものです。施行期日は、令和 5 年 4 月 1 日とするものであります。

続きまして、発議案第 2 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定に

ついてであります。組合議会の議員が出席できないときの欠席事由について規定の整理を行い、また、議員が行う議会活動の一層の充実活性化に資するため議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設置するために、所要の規定の整理を行うものです。施行期日は、公布の日からとするものであります。以上、皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第4号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第5号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第5号について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長（櫻井道明） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第6号の質疑、討論、採決

- 議長（櫻井道明） 議案第6号について質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。
これより議案第6号について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長（櫻井道明） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第7号の質疑、討論、採決

- 議長（櫻井道明） 議案第7号について質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 議案第8号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 発議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 発議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより発議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本会議に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（櫻井道明） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号2番、岡村芳樹議員の質問を許します。

岡村芳樹議員。

(議席番号2番 岡村芳樹 登壇)

○2番（岡村芳樹） 議席番号2番、岡村芳樹です。通告に従い一般質問をさせていただきます。

これまで、消防組合議会において、指揮体制の拡充を目的とした人員確保、安全安心に向けた庁舎整備について、また、志津地区市街地の消防力の充実強化、また、日常的な消防活動をはじめ、大規模災害発生時を想定した防災拠点及び総合訓練施設としての用地の確保、さらには、職員の新規採用に影響する課題を踏まえ、効果的な人員確保についてとさまざまな課題への取組み、組織としての今後の具体的対策について伺ってきたところです。今回は、消防組合管内においても高齢化が進んでいる状況、また、出現から3年が経過した現在においても、新型コロナウイルス感染拡大の波が幾度となく押し寄せ、いまだ予断の許さない状況が続いているなか、消防組合における救急活動の現状並びに課題及びその対策について伺います。

まず、1点目として、ひっ迫している救急医療体制の現状について伺います。報道にもありますように、救急医療機関における長期の新型コロナウイルス感染者の対応や医療スタッフの感染等、病床がひっ迫して受け入れが難しくなっている現状、また、昨年夏の新型コロナウイルス感染拡大第7波から、熱中症等と相まっての救急需要の急増による救急出動件数の増加が社会的な問題となっております。消防組合においても、昨年中の救急出動件数が初めて1万5,000件を超え、救急医療の現状が顕著に表れたところです。さらには、全国的にも出動件数の増加に加え、医療機関への受入れ照会回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上のいわゆる救急搬送困難事案も増加しているとのことで、消防組合においても、1回の救急出動において出動から帰署するまでに要した時間が5時間を超える事案、また、千葉県外の遠方の医療機関へ搬送する事案があるとのことであり、消防組合における救急業務、救急医療体制の具体的な現状について伺います。

続きまして、2点目として、消防組合管内における地域別の救急需要について伺います。消防組合は、佐倉市、八街市及び酒々井町と2市1町を管轄しており、また、各市町においても管轄区域が広く、それぞれの地域の特性があります。佐倉市の志津地区など、人口密度の高い地域、また、高齢化が進んでいる地域など、それぞれの地域性があると思われまます。そこで、消防組合の構成市町、地域別の救急需要の現状について伺います。

○議長（櫻井道明） 警防課長。

（警防課長 鈴木宏司 登壇）

○警防課長（鈴木宏司） 警防課長の鈴木宏司でございます。岡村芳樹議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の、ひっ迫している救急医療体制の現状についてでございますが、行政報告でもございましたが、消防組合における昨年中の救急出動件数は1万5,000件を超え、救急隊1隊の平均が約1,380件と一月あたり100件を超える現状でございます。特に志津南救急隊が1,977件で最多の出動、次いで志津救急隊が1,748件と志津地区の救急隊の出動件数が特に多い状況であります。また、消防組合全隊の医療機関への受入れ照会回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上のいわゆる救急搬送困難事案については、速報値で1,795件であり、全救急出動の1割を超えており、医療機関への受入れ照会回数の最多は50回を超え、現場滞在時間の最長は6時間を超える事案がございました。

続いて、2点目の、消防組合管内における地域別の救急需要についてでございますが、構成市町別出動件数としまして、佐倉市が9,853件、八街市が4,205件、酒々井町が1,122件であり、佐倉市については、地区別出動件数のうち、志津地区が速報値で3,965件と佐倉市内の出動件数に占める割合が40%を超えており、非常に多い状況です。今後、引続き地域の実情や救急需要の現状を踏まえて、救急医療機関をはじめとする関係機関と連携して、救急傷病者の円滑な受入れについて対応を検討してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 岡村芳樹議員。

○2番（岡村芳樹） ありがとうございます。只今、警防課長から、消防組合における、ひっ迫している救急医療体制の現状、消防組合管内の地域別の救急需要と具体的な現状について答弁をいただき、救急需

要は年々増加傾向にあり、救急搬送困難事案についても、全体の10%を超える状況であるとのことで、さらには、人口が密集している地域の救急需要対策が特に必要であると考えられます。そこで、救急需要の現状に対する消防組合の今後の対応や必要な支援などについて伺います。

昨年夏の報道では、新型コロナウイルス感染拡大第7波、また、熱中症等と相まったの救急需要の急増となった東京都内において、消防署などに配備された全救急車のうち、出動している救急車の割合を示す出動率が、連日90%を超える状況が続いて、救急隊は救急出動が連続して消防署などに帰署することができず、救急隊員は食事を摂ることもままならないとのことでした。こうした中、消防組合においても、先程も申した通り、昨年中の救急出動件数が1万5,000件を超えており、10年前と比較して、約4,000件、36%あまり増加したことにより、救急需要は増加の一途をたどっている状況です。しかし、今現在、消防組合管内では、11隊の救急隊が稼働しておりますが、10年前と救急隊の数は増隊されていない状況であります。また、昨年の10月組合議会定例会にて、消防力の整備指針において、志津地区市街地が基準を満たしていない状況については、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画において、今後の人口推移を注視しつつ、構成市町と協議しながら署所の設置の有無についても総合的に検討するとの答弁をいただいております。このことを踏まえ、消防組合が管轄する構成市町全体の救急需要の現状や将来を見据えたうえでの、救急隊の設置について、今後どのような対応や支援が必要となるのか伺います。

○議長（櫻井道明） 消防長。

○消防長（須藤和義） 消防長の須藤和義でございます。岡村芳樹議員のご質問について、救急需要の現状に対する消防組合の今後の対応や必要な支援などについてお答えいたします。消防力の整備指針において、消防本部または署所に配置する救急自動車の数は、管轄区域の人口を基準として定められており、消防組合管轄区域の人口から算定しますと、9台が基準となっております。消防組合としましては、複数の市町を管轄するなどの地域の実情を踏まえて、佐倉消防署と八街消防署へそれぞれ第2救急隊を配備して11隊で対応しているところでございますが、救急出動件数は増加傾向であり、結果的に救急隊1隊の担う救急需要が増加しているのが現状です。また、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染拡大第7波、また熱中症等と相まったの救急需要の急増となった東京都の現状と同様に、昨年夏季においては、出動件数の増加に加え、搬送困難事案など、さまざまな要因が重なり、消防組合管内の11隊の救急隊すべてが出動し、消防署所に待機している救急隊が0隊となる、出動率100%という状況がございました。救急隊0隊時の対応としましては、千葉県広域消防相互応援協定書の規定に基づき、ちば消防共同指令センターでの隣接市町村等応援実施要綱の運用による隣接消防本部からの応援出動や、消防組合の新型インフルエンザ等対策業務継続計画に基づく救急予備車両を活用した臨時的救急隊を編成するなどの対応を行っております。また、救急出動件数の増加に係る対策として、千葉県救急安心電話相談や全国版救急受診アプリ、愛称Q助を消防組合の公式ホームページに掲載するなど救急車の適正利用について、積極的な広報活動を行っております。近年の救急業務の高度化と専門性、更には新型感染症の出現による救急需要の増加を踏まえて、救急需要ひっ迫等に対する危機管理体制の充実に努めてまいります。今後は、さらに管轄区域内の高齢化が進み、救急需要の増加が予想され、構成市町の人口推移や各地区の実情を踏まえ、救急需要への対策、

消防力強化のため、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画に基づき、構成市町と協議しながら、署所、救急隊の配置、人員の確保について支援をお願いし、検討してまいります。

○議長（櫻井道明） 岡村芳樹議員。

○2番（岡村芳樹）ありがとうございました。只今、消防組合における救急活動の現状並びに課題及びその対策について消防長から、救急需要の現状に対する消防組合の今後の対応や必要な支援などについて、構成市町の人口推移や各地区の実情を踏まえ、救急需要への対策、消防力強化のため佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画において、構成市町と協議しながら、署所、救急隊の配置、人員の確保について支援をお願いし、検討すると伺いました。これだけひっ迫具合が増しているうえ、特に志津地区の出動頻度が高く集中していることから、消防署用地を確保していながらなぜ長年放置したままなのかとの指摘の声は、的を射ているというふうに思います。以前も提言をしてきたところではありますが、是非とも、消防力の整備指針における、志津地区市街地が基準を満たしていない状況の解決に向けて取り組みをお願いいたします。そして、これからも増加する救急需要への対応、さらには、災害の被害を最小限に抑え、住民の生命、身体及び財産を守るための対策の推進のため、最後に管理者から、今後の取り組みについての決意をお願いして、質問を終わります。

○議長（櫻井道明） 管理者

○管理者（西田三十五）管理者の西田三十五でございます。お答え申し上げます。今回ご指摘いただいた様々な課題を踏まえまして、住民の皆様の安心安全のため、救急需要への対策を検討し、取り組んでまいります。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和5年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 4時36分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 岡 村 芳 樹

署名議員 敷 根 文 裕